

議案第56号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和2年5月7日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、松阪市介護保険条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

松阪市長 竹 上 真 人

記

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

松阪市介護保険条例（平成17年松阪市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「25,896円」を「19,920円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「25,896円」を「19,920円」に、「35,856円」を「31,872円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「25,896円」を「19,920円」に、「45,816円」を「43,824円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の松阪市介護保険条例第5条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。